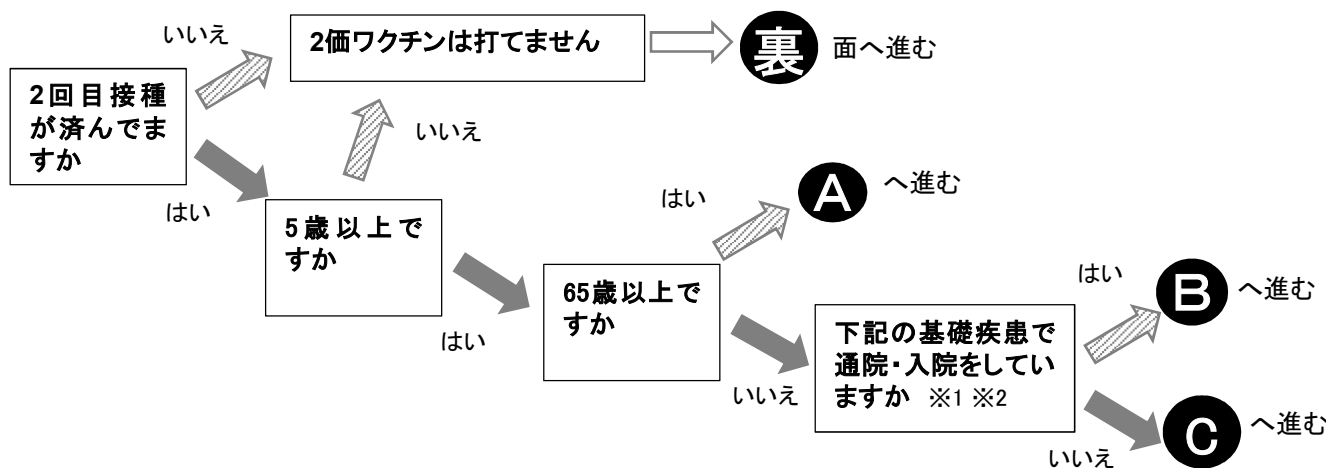




令和5年春開始接種が始まります

令和5年度の新型コロナワクチン接種は、5歳以上の全ての方を対象に、自己負担なしで9～12月の間に実施します（R5秋開始接種）。

重症化リスクの高い65歳以上の方、基礎疾患をお持ちの方、医療・介護・福祉施設従事者はさらに前倒しで5～8月末の間に1回追加することが望ましいとされ（R5春開始接種）、剣淵町では5月中旬からの接種開始に向けて準備が進んでいます。



R5春開始接種の対象です（前回の接種から3か月以上経過）

- A** 65歳以上の方：5回目を町立診療所で接種した方は、接種可能な時期になったら予約票を入れて送付しますのでお待ちください。それ以外の方は接種券が届いたら、町立診療所またはかかりつけ医、入所施設等にお申込みください。
- B** 重症化リスクの高い基礎疾患を有する5～64歳の方※1※2：申請があった方に対して接種券を発行します。申請の様式が整いましたら、お知らせしますのでお待ちください。

R5春開始接種の対象ではありません

- C** 健常な5～64歳の方：今回の対象ではありません。R5秋開始接種の対象となりますので、9月までお待ちください。

※1 18歳以上の方で以下の病気や状態の方で通院・入院している方

慢性の呼吸器の病気、慢性の心臓病（高血圧を含む。）、慢性の腎臓病、慢性の肝臓病（肝硬変等）、インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病、血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）、免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む。）、ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている、免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患、神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）、染色体異常、重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）、睡眠時無呼吸症候群、重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）、ほかBMI 30以上の肥満の方

※2 18歳未満の方で以下の病気や状態の方で通院・入院している方

慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、慢性腎疾患、神経疾患・神経筋疾患、血液疾患、糖尿病・代謝性疾患、悪性腫瘍、関節リウマチ・膠原病、内分泌疾患、消化器疾患・肝疾患等、先天性免疫不全症候群、HIV感染症、その他の疾患や治療に伴う免疫抑制状態、その他の小児領域の疾患（高度肥満、早産児、医療的ケア児、施設入所や長期入院の児、摂食障害）

不明点は健康福祉課保健グループ（0165-34-3955）までお問合せください。

こちらは裏面です。

裏

2価ワクチン以外の新型コロナワクチン接種について

- ・5歳以上で1・2回目接種を希望される方は、2価ワクチンでは接種できません。1・2回目の接種体制については現在調整中ですので、個別に健康福祉課保健グループにお問合せください。
- ・6か月～4歳の接種体制については現在調整中です。決まり次第、個別に案内いたしますのでお待ちください。

昨年10月から開始したR4秋開始接種は5月7日で終了します。R5春開始接種の対象でない方(健常な12～64歳の方)で2価ワクチン接種を希望される方は必ず5月7日までに接種してください。

剣淵町での日程は以下のとおりです。

接種会場	剣淵町立診療所	
接種日	4月10日(月)、24日(月)	午後3:30～午後4:30 まで15分毎の受付
予約先	健康福祉課(ふれあい健康センター) 電話0165-34-3955 平日午前8:15～午後5:00 *キャンセルなど当日の連絡は診療所(34-2030)をお願いします	

※接種の時間帯は変更になる場合があります。

ご確認ください

- ・他の予防接種とは、2週間以上の間隔が必要です。ご確認の上お申し込みください。
- ・2価ワクチンは、ファイザー社またはモデルナ社のものが使用されます。
- ・接種券を紛失した方、剣淵町に転入された方は再発行の申請が必要になります。健康福祉課(ふれあい健康センター)窓口またはコロナワクチンナビ(<http://v-sys.mhlw.go.jp>)で申請をしてください。
- ・接種券や個別の接種案内は剣淵町での接種記録をもとに発行しており、転入前の記録の確認はできません。転入してきた方で接種を希望される場合は、上記方法で申請をしてください。また、剣淵町外へ転出される場合は転出後に剣淵町が発行した接種券を使用することができません。転出先で新たに接種券を申請してください。



コロナワクチンナビ



65歳以上の高齢者は必ず年2回ワクチンを接種しなければならないのでしょうか？

65歳以上の高齢者の方等重症化リスクの高い方については、国の審議会において、ワクチンの効果や持続期間等を踏まえて通常、年1回のところを、前倒しで1回追加することが望ましいとされました。

接種は義務ではなく個人の判断によるものですが、令和5年度は春から夏の時期(5月8日～8月末)と秋から冬の時期(9月～)の2回の接種をお勧めしています。これは新型コロナの流行が見込まれる時期を勘案し、一定期間の間に接種をおこなうものです。

ご不明点・お困りごとは、下記までお問合せください。
健康福祉課保健グループ(34-3955)